

組織・財政・事業検討委員会

教職員互助会の組織・財政・事業に関する検討結果について（報告）

平成30年11月 7日

一般社団法人宮崎県教職員互助会
理事長 四本 孝 様

組織・財政・事業検討委員会
委員長 藤 元 正

教職員互助会の組織・財政・事業に関する検討結果について（報告）

将来を見据えて長期的に安定した事業運営と多様化する会員ニーズに的確に対応した教職員互助会の組織、財政、事業の在り方について、それぞれ相互に関連づけながら包括的な見直しを図ることを目的に設置された本検討委員会は、これまで、全6回にわたり委員会を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

この度、組織、財政、事業に関する検討課題に対して、一定の結論を得たので下記の意見を付して別添のとおり報告します。

記

1 組織に関して

教職員互助会の設立以来、これまで大きく発展し、整備されてきた現在の組織体制であるが、時代の変遷とともに、近年では人の価値観やライフスタイルが多様に変化してきており、帰属感や連帯感などといった会員の互助会に対する意識も次第に希薄となって、組織の運営を難しくしている。

そのため、従来からの組織運営に関する理念は踏襲しながらも、時代の変化に即したかたちで組織の役割や運営の合理化を図って組織体制の改編を進められたい。

2 財政に関して

1) 現 職 財 政

現職財政では、掛金収入と資産運用収益の減少により、全体的に収入は減少傾向にある。

また、大量退職時代を迎え、セカンドライフ助成金等支出の大幅増加により、債券や定期預金等で保有する給付引当資産は取り崩されて、今後10年間で約20億円程度減少することが予想される。このような運用原資の取り崩しは資産運用収益の減少につながり、現職財政全体での収入の減少はさらに加速することが想定される。

セカンドライフ助成金等支出以外の事業費支出については、ほぼ横ばいか若干の減少傾向にあるものの、収入の減少が影響して単年度収支は支出超過に傾いており、今後10年間で約4億円の給付引当資産への積立不足が生じている。

そのため、現職財政においては、年間4千万円程度の収支改善を図ることが望ましい。

2) 退職互助部財政

退職互助部財政は大量退職時代の影響が現職とは逆に作用し、退職互助部への加入者数が一定期間増加して、掛金収入についても増加することが予想される。収入増加により財政は一旦安定に向かうが、会員数増に比例して事業費支出も増加することから、掛金収入の増加も支出超過を解消するまでには至らず、年間2千6百万円程度の給付準備資産を取り崩すことになる。

しかし、資産を取り崩しながらでも、10年後にまだ、47億5千万円程度の給付準備資産を備蓄しており、資産はある程度減少するものの、当面は退職互助部の運営に大きな支障はないと考えられる。

このことから、退職互助部財政においては、一定期間、できるだけ資産の取り崩しを抑える努力をしながら、大量退職時代が終結して退職互助部への加入者が大きく減少を始める2026年度以降に、加入掛金の増額や事業費支出の縮減等について見直しを図ることが望ましい。

ただし、状況の変化等により、早い段階で見直しの必要があれば、弾力的に行うことも考慮されたい。

3 事業に関して

1) 貸付事業

貸付事業は、会員の福利厚生と事業収益の両面から有効な事業であり、特に金利の低下が資産運用収益を大きく減退させている中では、非課税の事業収益として効率的に大きな収益を生む重要な財源となっており、貸付事業の利用拡大に重点をおいた取り組みを行うことが望ましい。

そのためには、他の金融機関等と比較しても、より低い貸付利率の設定や借入手続きの簡便さ、即日貸付の対応など、互助会貸付事業の特長を多くの会員に向け発信し、その有利性を認識してもらうことで利用拡大を図るよう取り組まされたい。

2) 給付事業・厚生事業・特別弔慰金事業

財政が支出超過に傾いている状況では、検討に当たって収支両面からの改善が必要であるが、収入の増加は今後も期待できないことから、事業費支出について縮減する方向で見直す。

事業費支出の縮減のためには、制度の改定や廃止も視野に検討しなければならない。しかし、そのような中でも、会員が納得し不満が残らない形で事業が実施できるよう、会員の意識を的確に把握しながら既存事業の整理と効率化により改善を進められたい。

また、新規事業の構築にあたっては、費用対効果等も踏まえながら、スクラップアンドビルドを基本に財源を確保して行うよう取り組まされたい。

3) 退職互助部事業

今後10年間の退職互助部財政状況を踏まえ、療養補助金制度を始めとした退職互助部事業については、現制度を維持することを基本とされたい。

ただし、現状で矛盾や課題の生じている事業については、改善と整理を図るよう取り組まされたい。

4) 継続事業

継続事業については、公益目的支出計画に基づいて2020年度に全ての事業を終了する。

ただし、これまでの経緯等を踏まえて同内容の事業継続が望まれるものについては、最小限の内容、予算に限定して、2021年度以降も実施する方向で検討されたい。

組織・財政・事業検討委員会 報告

組織・財政・事業検討委員会 委員

- 委員長 藤 元 正 (宮崎県高等学校教職員組合執行委員長)
- 委員 荒 武 真奈美 (宮崎県教育研修センター教育支援課課長)
- 委員 有 馬 順一郎 (退職互助部)
- 委員 池 田 清 美 (退職互助部)
- 委員 今 村 麻 樹 (宮崎市立生目小学校教諭)
- 委員 上 田 晶 子 (小林市立小林小学校事務主幹)
- 委員 江 田 文 雄 (退職互助部)
- 委員 櫛 間 る み (宮崎市立本郷中学校教諭)
- 委員 兒 玉 博 喜 (宮崎県立みやざき中央支援学校事務長)
- 委員 古 川 秀 幸 (宮崎県立宮崎農業高等学校教諭)
- 委員 宮 田 久 幸 (退職互助部)
- 委員 米 澤 正 則 (退職互助部)
- 委員 渡 会 政 徳 (国富町立木脇中学校校長)

(委員：50音順)

組織・財政・事業検討委員会 検討の経過

○ 第1回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成29年 8月24日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 組織・財政・事業検討委員会設置の目的について
2) 教職員互助会の概要について
3) 教職員互助会事業に関する意識調査報告について
4) 教職員互助会の課題について
5) 組織・財政・事業検討委員会 検討計画案について

○ 第2回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成29年11月30日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 教職員互助会の組織についての検討
2) 教職員互助会の財政についての検討(第1回)

○ 第3回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成30年 1月29日(月) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 教職員互助会の財政についての検討(第2回)
2) 教職員互助会の貸付事業についての検討

○ 第4回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成30年 5月29日(火) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 教職員互助会の給付事業についての検討
2) 教職員互助会の厚生事業についての検討
3) 教職員互助会の特別弔慰金制度についての検討

○ 第5回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成30年 8月24日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 教職員互助会の給付事業・厚生事業・特別弔慰金制度についての検討
2) 教職員互助会の退職互助部事業についての検討
3) 教職員互助会の継続についての検討

○ 第6回 組織・財政・事業検討委員会

- 1 日 時 平成30年10月22日(月) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 日本教育公務員弘済会「教弘会館」大会議室
- 3 協議事項 1) 「組織・財政・事業検討委員会」検討のまとめについて
2) 「組織・財政・事業検討委員会」検討結果報告について

教職員互助会の組織・財政・事業に関する検討結果

1 組織に関する検討

1) 現職の地区運営委員会の構成と役割のあり方について

- ・ 地区運営委員会の委員構成を、当面は委員定数を減らして組織し、2019年度末に改組する。新たな形態については、事務局で検討する。
- ・ 2020年度からは、総会代議員の選出方法についても、地区運営委員会を介さずに選出する方法に変更する。

2) 退職互助部地区組織の在り方と会報の手配り等について

－地区組織－

- ・ 現在の地区役員体制は維持するが、班長制については今後聞き取り等を行い、その必要性等を検証して整理する。
- ・ 地区事務局長の役割・職務を縮減する方向で見直す。

－会報の手配り－

- ・ 班長の担い手不足で手配りに支障が出ている地区・班が増加傾向にあるが、当面は、班長不在で手配りができない班については郵送に切り替える措置を取り、今後、時期を見て全体を郵送に切り替える方向で考える。
- ・ 公益目的支出計画が終了する翌年の2021年度から互助会報の発行回数を3回程度に減らし、印刷及び配付の負担軽減を図る。

3) 役員・事務局の構成等について

他県の状況等も参考にしながら業務と組織を整理し、事務局員（常勤役員・事務局職員・退職互助部事務局長）の総数を見直す。

2 財政に関する検討

1) 収入について

－掛金収入－

現職の新規採用者及び未加入者に対して、加入促進を強化する。各学校の担当者に任せただけでなく、事務局が積極的に関与する方法を検討する。

また、退職者に対しても、退職互助部への加入率を高める取り組みを強化する。その際、退互部事務局長に頼らず、退互部について退職者に十分理解してもらう方策を講じる。

－資産運用収入－

資産運用委員会の運用方針に基づき、安全性・確実性を重視しながら、可能な限り有利な運用に努める。その際、長期的な財政の安定のためのポートフォリオを構築する。

－貸付利息収入－

貸付利率や条件を見直したり、提出書類を簡略化したりして、会員の利便性を高め、利用拡大に努めることにより、利息収入の増益を図る。

－事業収益－

所有している土地等の賃貸借により、安定的な収益の確保を図る。また、例えば保険事業など、新たな収益源の検討を行う。

2) 支出について

－事業費支出－

各事業に対する会員のニーズを把握するとともに、費用対効果等を精査検証して、事業を見直す。その際、互助会の本旨に合致した事業や会員ニーズの高い事業については、現状維持もしくは拡充を図るが、全体的には事業費支出を縮減する方向で検討する。

－管理費支出－

事務の効率化・合理化を図るとともに、管理費支出の分析を積極的に行い、人件費を含む管理費全体の経費縮減を図る。

－継続事業費支出（公益目的事業）－

公益目的事業については、計画どおり2020年度末に8事業全て終了する。
但し、これまでの経緯等を踏まえて、同内容の事業の継続が望まれるものについては、最少限の内容・予算に限定して実施する方向で検討する。

3 事業に関する検討

1) 貸付事業について

－生活資金貸付－

用途は自由で利用しやすく、利用件数、利用額ともに最も多く、ニーズの高い貸付である。貸付利率引き下げにより更に利用の増加が期待できるが、目的別貸付の充実もあり、現状では、借入れ需要は満たされていると考えられる。そのため、現在の制度内容はそのまま継続とし、今後は利用の少ない若年層へのアプローチ等、借入れ実績のない会員の利用を増やすための方策を講じる。

－住宅貸付－

かつては利用額が最も多い貸付であったが、他の金融機関の住宅ローン金利が低利で利用できるようになったため、借り換えによる一括返済が相次ぎ、現在では利用件数、利用額共に激減の貸付となっている。

貸付金利比較では住宅の新築や購入による新規貸付は期待できないものの、リフォームや借り換えに関しては他の金融機関より利率が低いため、PR等の会員周知を徹底して行って利用を増やすための方策を講じる。

－教育資金貸付－

子育て世代のニーズが高く、アンケート調査からも実施の期待が最も高い貸付である。貸付利率引き下げにより利用の増加が期待できるが、ここ数年は極端に利用が増えていることはなく、ほぼ横ばいの状況から、会員の借入れ需要は満たされていると考えられる。会員の子に限らず会員本人の留学等も対象として欲しいなどの要望もあり、対象者や用途の範囲を拡大して制度を改定し、利用増加につなげるための改善を図る。

－車貸付－

新規採用者を始め、全ての世代で利用され、車を購入するには十分な貸付枠の設定と、他の金融機関等からの借り換えにも利用できることから、ニーズの高い貸付である。また、貸付利率引き下げにより更に利用の増加が期待できる。利用は好調に増加しているため、現在の制度内容はそのまま継続とし、PR等の周知を徹底して行って利用を増やすための方策を講じる。

－ライフサポート貸付（旧結婚資金貸付）－

利用目的が限られ利用実績が低かった結婚資金貸付について、生活支援の観点から利用目的を結婚だけに限定せず、医療や介護、子育て支援など、利用目的を複数設定して制度を改定し、利用増加につなげるための改善を図る。

2) 給付事業・厚生事業・特別弔慰金事業について

(1) 既定のとおり実施する事業(20事業)

[給付事業]	[厚生事業]	[特別弔慰金事業]
－入院療養手当金－	－鑑賞補助費－	－特別弔慰金－
－障害給付金－	－メガネ購入補助費－	－配偶者弔慰金－
－弔慰金－	－アイドック補助費－	－指定受取人弔慰金－
－介護休暇見舞金－	－結婚祝金－	－特弔退会給付金－
－セカンドライフ助成金－	－出産祝金－	
－退職互助部加入積立給付金－	－入学祝金－	
	－永年勤続記念品－	
	－退会時特別慰労金－	
	－会報費－	
	－講習会費－	

利用実績やアンケートの結果等を踏まえ、上記の20事業は基本的に制度を維持して実施する。

(2) 改善・改定・廃止を検討する事業(15事業)

－セカンドライフ助成金 加算金－

退職互助部に加入資格のないまま退会した際の、在会1年につき5千円の加算金については、廃止を検討する。

－宿泊補助費－

施設数の地域格差と1施設年度内4泊までの宿泊制限により、地域により利用できる泊数に差が生じているため、施設の少ない地域での施設数の拡大や宿泊制限の緩和など改善に向けた取り組みを行う。

－針灸マッサージ補助費－

針灸マッサージの治療に関しては、近年、保険が適用されるようになったことから、廃止を検討する。

－文化・教育活動助成－

教育活動助成は当面継続するが、文化活動助成は助成団体の減少と固定化により、廃止を検討する。

－自宅療養手当金－

給与が補償されている期間への給付であり、手当金としての妥当性に欠けることから、廃止を検討する。

－会員著書購入費－

利用が少なく、購入した会員の著書を活用する場もないため、廃止を検討する。

－傷病休職手当金－

休職1年目、2年目は、給与の8割から7割程度が補償されるため、無給となる休職3年目についてのみ、手当金の月額を増額して給付する形で改定を検討する。

－人間ドック補助費－

公立学校共済組合と連携して行うことの意義が薄れ、当初の目的とずれが生じてきたことから、廃止を検討する。

－指定難病等手当金－

公的助成が手厚く、互助会事業として実施する必要性が低いため、廃止を検討する。

－休職退職見舞金－

傷病休職のまま退職した場合に、休職期間の手当金を給付した上で、さらに20万円の見舞金が支給され、他の給付と比較して過剰な給付となっていることから、廃止を検討する。

－相談事業費－

法律や税等に関する相談機関が充実してきており、互助会の事業として実施する必要性が低くなってきたため、廃止を検討する。

－本人療養補助金－

現在の「自己負担額から1診療につき500円を控除して、1,500円を上限に給付」から、「自己負担額から1診療につき1,500円を控除して、2,000円を上限に給付」に改定を検討する。

－家族療養補助金－

現在の「自己負担額から1診療につき1,500円を控除して、500円を上限に給付」から、「自己負担額から1診療につき1,500円を控除して、1,000円を上限に給付」に改定を検討する。

－災害見舞金・附加金－

近年、地震や水害など、災害に対する危機感が高まっているが、仮に南海トラフ地震のような激甚災害が発生した場合、現規定の給付額では本会財政に深刻な影響を及ぼしかねないことから、危機管理局などの分析を基に本県の被害状況を予測し、見舞金程度に給付額を減額する方向で、改定を検討する。

－地区事業費－

地区運営委員会の負担を軽減するため、互助会事務局が主体となって、地区事業を企画・実施する方向で、改定を検討する。

(3) 新規に検討する事業

新規事業については、今後の財政状況を見ながら、スクラップアンドビルドを基本に財源を確保して健康支援、生活・経済支援、余暇・生きがい支援などの観点から、検討を行う。

3) 退職互助部事業について

(1) 既定のとおり実施する事業（10事業）

[給付事業]	[補助事業]	[講習会・その他事業]
－療養補助金－	－人間ドック補助－	－退職に伴う給付等手続き説明会－
－障害給付金－	－宿泊補助費－	－退職後の生活を考える会－
－長寿祝金－		－確定申告手続き説明会－
		－生きがい支援事業－
		－地区事業－

利用実績やアンケートの結果等を踏まえ、上記の10事業は基本的に制度を維持して実施する。

(2) 改善・改定・廃止を検討する事業（2事業）

－弔慰金－

所在不明等により死亡確認のできない会員の増加により、制度を確実に履行できない状況にあるため、廃止を含めて検討する。

－退会一時金－

任意による脱退と、死亡による退会との間の給付額の矛盾を解消するため、改定を検討する。